

記者会見 令和3年10月13日(水) 15時～	
場所 庁議室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事課長 松田 孝行

特別職職員からの自主返納に係る申出について

このことについて、津市自治会問題において、幹部職員を始め多くの職員が処分されたことを受けて、地方公務員法における懲戒処分の適用外となる特別職の職員から次のとおり申出がありました。

稗田副市長からは、副市長の立場である以上、多くの職員が処分された結果を鑑み、給料の10分の1、2か月分に相当する額を自主的に返納する申出がありました。

また、上下水道事業管理者及び代表監査委員からは、自身が特別職となる前の部長級職員であった当時において、今回処分を受ける幹部職員と同様、管理監督者として適切な対応が取れなかったことに責任を感じ、給料の10分の1、2か月分に相当する額を自主的に返納する申出がありました。